



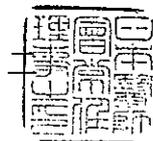
1683

(保137)

平成24年9月21日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤川 謙



石綿による疾病の労災認定のパンフレットの送付について

「石綿による疾病の認定基準」が平成24年3月29日に改正されたことを受け、今般、厚生労働省労働局労災補償部において、石綿による労災認定について解説したパンフレットを新たに作成するとともに、「石綿ばく露歴等チェック表」の内容が改訂され、都道府県医師会、がん診療連携拠点病院及び内科、呼吸器科を有する労災保険指定医療機関あてに配布する旨の連絡があり、本会あてに協力依頼がありましたのでご連絡申し上げるとともに、貴会会員のご協力が得られますよう、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関し、あらためて都道府県労働局より都道府県医師会に訪問のうえ、ご協力依頼申し上げますので、その際にはご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、「石綿による疾病の労災認定（パンフレット）」及び「ご案内～石綿による疾病の認定基準のホームページ～」につきましては9月中旬から下旬以降、厚生労働省より各医療機関あてに直接配布予定ですが、「石綿ばく露歴等チェック表」につきましては印刷が遅れているため10月中旬以降、各医療機関あてに直接配布される予定であることを申し添えます。

<添付資料>

- ・石綿による疾病の労災認定のパンフレットの送付について
(平24.9.13 基労補発0913第1号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)
- ・石綿による疾病の労災認定（パンフレット）
- ・石綿ばく露歴等チェック表
- ・ご案内～石綿による疾病の認定基準のホームページ～



基勞補発0913第1号
平成24年9月13日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

石綿による疾病の労災認定のパンフレットの送付について

日頃から、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、労災補償制度の周知等について、かねてより特段の御配慮を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、平成24年2月に「石綿による疾病の認定基準に関する検討会報告書」が取りまとめられ、厚生労働省では同報告書の内容に基づき平成24年3月29日付けで「石綿による疾病の認定基準」の改正を行いました。

この改正に伴い、この度、石綿による疾病の労災認定について解説したパンフレットを新たに作成するとともに、「石綿ばく露歴等チェック表」についても内容を改訂しました。

つきましては、貴殿におかれましても、その周知について特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

また、平成24年4月から「石綿疾患労災請求指導料」を新設したところですが、その内容を「石綿ばく露歴等チェック表」（1頁下段）に記載しておりますので、併せてお知らせいたします。

なお、当該パンフレット等については、各都道府県医師会に対しても別途送付させていただくこととしております。

(送付物及び送付数)

- | | |
|----------------------------|-----|
| ○ パンフレット「石綿による疾病の労災認定」 | 70部 |
| ○ 石綿ばく露歴等チェック表 | 70部 |
| ○ ご案内（石綿による疾病の認定基準のホームページ） | 70枚 |

【連絡先】

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
職業病認定対策室職業病認定業務第二係
TEL：03-5253-1111
(内線5571、5468)
FAX：03-3502-6488

御案内

～石綿による疾病の認定基準のホームページ～

「石綿による疾病の認定基準」の詳しい内容は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

厚生労働省ホームページのトップページから、次のように進み、ご確認ください。

政策について>分野別の政策「雇用・労働」>労働基準>アスベスト対策>
その他資料>報道発表資料

〔石綿による疾病の認定基準〕

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000027vtr.html>

※「石綿による疾病の認定基準」には「胸部エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影」に係る画像例及び読影等における留意点等を添付しています。

中皮腫、原発性肺がんなどの
石綿関連疾患の疑いのある患者さん
をご担当されている医師の方へ

石綿ばく露歴などのチェック表

- 労働者として石綿にさらされる業務に従事したことが原因で中皮腫、原発性肺がんなどの石綿関連疾患を発症したと認められる場合には、労災補償を受けることができます。

※ 石綿関連疾患については最終頁参照

- 石綿関連疾患は、石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長いため、発症した疾病の原因が石綿であると気づかず、労災請求が行われぬおそれがあります。

- ご担当の患者さんが石綿にさらされる業務に従事していた場合やその可能性が疑われる場合には、このチェック表をご活用いただき、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続きを問い合わせることをお勧めしてください。

～ 石綿疾患労災請求指導料を創設しました ～

石綿関連疾患の診断と労災請求を促進するため、石綿関連疾患の診断を行い、問診で業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求をお勧めいただいた結果、患者さんが労災請求を行い、労災認定された際には、労災診療費として450点の算定が認められます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp>

Ⅱ 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務で石綿にさらされていた可能性があります。

- 建築物の補修または解体作業（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 石綿製品の製造工程における作業（例：石綿紡織製品、石綿スレートなどの石綿セメント製品、自動車のブレーキライニング、石綿フェルトなどの製造）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 断熱や保温のための被覆作業、その補修作業（例：「断熱パッドの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管への断熱材の巻きつけ、取りはがし」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け・取り外し」）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 鉄鋼製の船舶や車両の補修、解体作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- スレート板などの難燃性の建築材料を切断するなどの加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 倉庫内などでの石綿原料・製品の袋詰め、または運搬作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 耐火建築物にかかわる鉄骨などへの石綿、石綿を含有する岩綿などの吹付け作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- タルクなどの取扱い作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 石綿鉱山またはその附属施設で行う石綿を含有する鉱石や岩石の採掘、搬出、粉碎、その他、石綿の精製に関連する作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- 上記の作業が行われている場所の周辺などでの作業（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）

医師の所見

厚生労働省のホームページに、石綿にさらされるおそれがある作業例について、写真入りで解説しています。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>

Ⅲ 労災補償制度のご案内

(1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症し、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償（療養補償給付）
- ・ 賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- ・ 遺族に対する補償（遺族補償給付）

(2) 石綿による疾病の認定基準の概要

ア) 石綿との関連が明らかな疾病として労災補償の対象となるものは、次の5疾病です。

石綿肺[※] 肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚

※ じん肺法に規定するじん肺管理区分が管理4に該当するもの、または石綿肺に併発したじん肺法施行規則に掲げる疾病

イ) このうち、中皮腫・肺がんについては、次に該当する場合に業務上の疾病として労災補償を受けることができます。

(ア) 中皮腫（胸膜、腹膜、心膜、または精巣鞘膜の中皮腫）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合

(イ) 肺がん（原発性肺がん）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 胸部エックス線写真、胸部CT検査などにより胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合
- ・ 広範囲の胸膜プラークの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 石綿小体または石綿繊維について一定の所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 労災の認定要件を満たすびまん性胸膜肥厚を併発している場合
- ・ 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事した場合

石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造、または取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

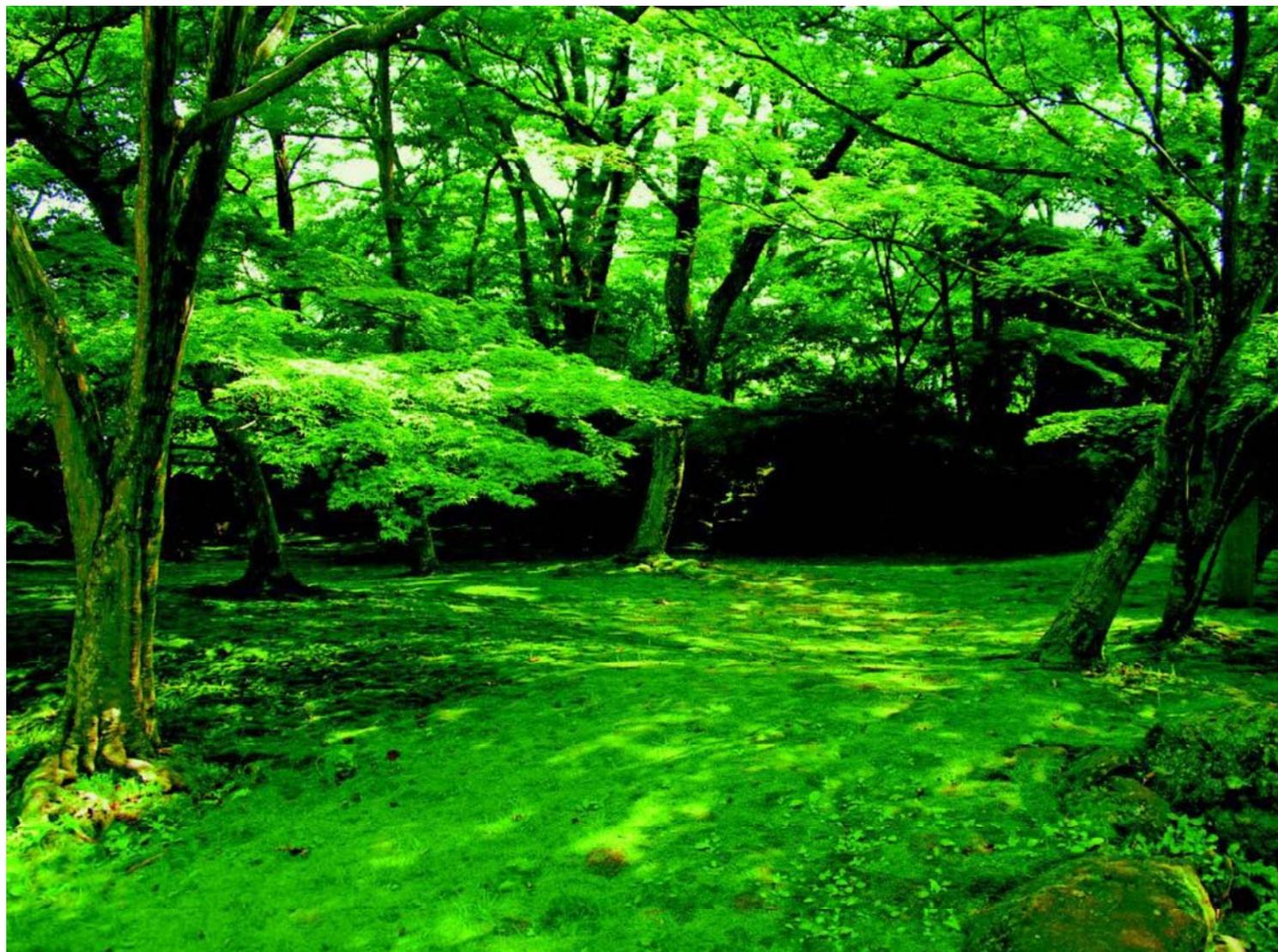
石綿による疾病の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、こちらでも受け付けています。

労災保険相談ダイヤル **0570-006031**（平日9:00~17:00）

※ ご利用には通話料がかかります。

アスベスト

石綿による疾病の労災認定



厚 生 勞 働 省
都 道 府 県 監 督 局
労 働 基 準 署

はじめに

中皮腫、肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿（アスベスト）ばく露作業に従事していたことが原因である（業務上疾病）と認められた場合には、労災保険給付または特別遺族給付金※が支給されます。

このパンフレットは、石綿ばく露作業に従事されていた方やそのご家族、石綿関連疾患の診察を担当される医師向けに、石綿による疾病の労災認定の要件や事例をわかりやすくまとめたものです。

労災保険給付、特別遺族給付金には請求期限がありますので、心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

また、診察された医師の皆さまは、患者さんに対して最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へ相談するようお勧めください。

※ 労災保険の遺族補償給付の請求権は、労働者が死亡した日の翌日から5年で時効となります。「特別遺族給付金」は、石綿による病気で死亡した労働者（労災保険特別加入者を含みます）の遺族が、病気の原因が仕事であると長く気付かなかったことなどにより、遺族補償給付の請求権を時効で失った場合に請求することができます。ただし、請求の期限は平成34年3月27日です。

目次

1	石綿による疾病	3
2	石綿ばく露作業	3
3	石綿による疾病の認定要件	4
	（1）石綿肺	4
	（2）中皮腫	4
	（3）肺がん	5
	（4）良性石綿胸水	6
	（5）びまん性胸膜肥厚	6
4	石綿による疾病の認定事例	6

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5つがあります。

(1) 石綿肺	(2) 中皮腫	(3) 肺がん
(4) 良性石綿胸水		(5) びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

「石綿ばく露作業」とは、次に掲げる作業をいいます。

- ① 石綿鉱山またはその附属施設において行う石綿を含有する鉱石または岩石の採掘、搬出または粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内などにおける石綿原料などの袋詰めまたは運搬作業
- ③ 石綿製品の製造工程における作業
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断などの加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設などの補修または解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)など)などの取り扱い作業

これらのほか、上記作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業や上記作業の周辺などにおいて、間接的なばく露を受ける作業も該当します。

各作業の詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/>

◆トップページ <http://www.mhlw.go.jp/> から、次のようにお進みください。

分野別の政策「雇用・労働」>労働基準>重要なお知らせ「アスベスト対策」>「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ

3 石綿による疾病の認定要件

石綿ばく露労働者（石綿ばく露作業に従事しているか、または従事したことのある労働者※）について、発症した疾病が以下のような場合に、**業務上疾病**として認定されます。

※労災保険の特別加入者を含みます。

◆以下に示す認定要件を満たさない場合でも、認定事例(P. 6～7)のように、総合的な判断で業務上と認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

疾病名	認定要件
(1) 石綿肺 (石綿肺合併症を含む)	<p>石綿ばく露労働者に発症した疾病であって、じん肺法に規定するじん肺管理区分(管理1～4)に基づき、以下の①、②のいずれかに該当する場合、業務上の疾病と認められます。</p> <p>なお、原則として、都道府県労働局長によってじん肺管理区分の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。</p>
	<p>①管理4の石綿肺(石綿肺によるじん肺症)</p>
	<p>②管理2、管理3、管理4の石綿肺に合併した疾病※</p> <p>※合併した疾病とは、次の疾病をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆肺結核 ◆結核性胸膜炎 ◆続発性気管支炎 ◆続発性気管支炎拡張症 ◆続発性気胸
(2) 中皮腫	<p>石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜または精巣鞘膜の中皮腫であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像の区分(第1～4型)または石綿ばく露作業従事期間が、以下の①、②のいずれかに該当する場合、業務上の疾病と認められます。</p> <p>ただし、最初の石綿ばく露作業(労働者として従事したものに限りません)を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。</p>
	<p>①胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある</p>
	<p>②石綿ばく露作業従事期間1年以上</p>
<p>※中皮腫は診断が困難な疾病であるため、認定に当たっては、病理組織検査結果に基づき、中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が実施できない場合には、臨床検査結果、画像所見、臨床経過、他疾患との鑑別などを総合して判断されます。</p>	

疾病名	認定要件
(3) 肺がん	<p>石綿ばく露労働者に発症した「原発性肺がん」(原発性とは、他の部位から肺に転移したものではないという意味)であって、以下の①から⑥のいずれかに該当する場合に業務上の疾病と認められます。</p> <p>ただし、最初の石綿ばく露作業(労働者として従事したものに限りません)を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。</p>
	<p>①石綿肺所見※がある ※じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見をいいます。</p>
	<p>②胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間10年以上※ ※石綿製品の製造工程における作業(3ページの2③)については、平成8年以降の従事期間を実際の従事期間の1/2として算定します。</p>
	<p>③広範囲の胸膜プラーク所見がある※ ＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ※広範囲の胸膜プラークとは・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部CT画像によりその陰影が胸膜プラークとして確認される場合 ◆胸部CT画像で、胸膜プラークの広がり胸壁内側の1/4以上ある場合
	<p>④石綿小体または石綿繊維※の所見 ＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ※石綿小体または石綿繊維の所見については、以下のいずれかであることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5,000本以上ある ◆石綿小体が気管支肺泡洗浄液1m^l中に5本以上ある ◆5μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり200万本以上ある ◆1μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり500万本以上ある ◆肺組織切片中に石綿小体または石綿繊維がある
	<p>⑤びまん性胸膜肥厚に併発 次のページに示すびまん性胸膜肥厚の認定要件を満たすものに限りませす。</p>
	<p>⑥特定の3作業※¹に従事 ＋石綿ばく露作業従事期間※²5年以上 ※¹「特定の3作業」とは・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆石綿紡織製品製造作業 ◆石綿セメント製品製造作業 ◆石綿吹付作業 <p>※²「従事期間」とは・・・ 上記3作業のいずれかに従事した期間、またはそれらを合算した期間をいいます。ただし、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2として算定します。</p>

疾病名	認定要件
<p>(4) 良性石綿胸水</p>	<p>胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎など）で発症するため、良性石綿胸水の診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。</p> <p>そのため、診断が非常に困難であることから、労働基準監督署長が厚生労働本省と協議した上で、業務上の疾病として認定するか否かの判断をします。</p>
<p>(5) びまん性胸膜肥厚</p>	<p>石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、肥厚の広がり下記の一定の基準に該当し、著しい呼吸機能障害を伴うもので、石綿ばく露作業従事期間が3年以上ある場合（以下の①～③全てを満たす場合）に、業務上の疾病として認められます。</p> <p>①石綿ばく露作業3年以上</p> <p>②著しい呼吸機能障害がある ◆パーセント肺活量（%VC）が60%未満である場合 など</p> <p>③一定以上肥厚の広がりがある 胸部CT画像上に ◆片側のみ肥厚がある場合 → 側胸壁の1/2以上 ◆両側に肥厚がある場合 → 側胸壁の1/4以上</p>

4 石綿による疾病の認定事例

事例1

石綿ばく露作業歴1年未満で、中皮腫を発症した

概要	<p>被災労働者は、昭和41年10月から昭和42年4月までの約7か月間、造船所において、主に船内の壁に石綿含有の断熱材を取り付ける作業に従事していた。その後、石綿ばく露作業に従事していなかったが、平成23年に中皮腫と診断された。</p>
労災認定の判断	<p>① 本件疾病は、病理組織検査の結果、「悪性胸膜中皮腫」と診断されたこと</p> <p>② 石綿ばく露作業従事期間は1年未満であるものの、昭和40年代の造船所においては、船内に石綿含有の断熱材を取り付ける作業は、高濃度の石綿粉じん環境下での作業であり、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること</p>
<p>以上から、本件の中皮腫は業務上の疾病と認定された。</p>	

事例 2**石綿小体の数が、肺がんの認定基準値を満たさなかった**

概要	<p>被災労働者は、昭和37年から昭和50年にかけて約13年間、石綿含有ブレーキライニングなどの製造作業に従事し、その後、肺がんを発症した。</p> <p>胸膜プラークと石綿肺所見は認められなかったものの、3,500本/g(乾燥肺重量)の石綿小体が検出された。</p>
労災認定の判断	<p>石綿小体の数は、認定基準の5,000本/g(乾燥肺重量)を下回るものの、</p> <p>① ブレーキライニングの製造作業に常時従事し、石綿を含有する材料の切断作業などにより、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること</p> <p>② 石綿小体数を計測した肺組織は石綿小体および石綿繊維が一般に少ないと言われる腫瘍側近部で採取したものであり、その肺組織において、3,500本/g(乾燥肺重量)検出されていること</p>
<p>以上から、高濃度の石綿ばく露があったと認められ、本件の肺がんは業務上の疾病と認定された。</p>	

事例 3**肺がんで死亡した労働者の医学的資料が既に廃棄されていた**

概要	<p>被災労働者は、昭和27年6月から昭和45年10月にかけて約18年間、パッキンなどの石綿含有製品の製造作業に従事した。その後、肺がんを発症し、平成5年に死亡した。</p> <p>病院におけるエックス線写真、CT画像、カルテなどは保存年限が過ぎて廃棄処分されていることから、医学的資料が全くなく、胸膜プラークや石綿肺所見の確認ができなかった。</p>
労災認定の判断	<p>医学的資料は全く残っていないものの、</p> <p>① 被災労働者は石綿製品を扱った事業場において約18年間石綿含有製品製造作業に従事し、高濃度のばく露を受けていたことが推定されること</p> <p>② この事業場において、同一時期に同一作業に従事した労働者が石綿による肺がんで労災認定されている事実があること</p>
<p>以上から、石綿ばく露作業の内容や従事期間などを総合的に判断して、当該労働者についても高濃度の石綿ばく露が推認されることから、本件の肺がんは業務上の疾病であり、特別遺族給付金の対象と認定された。</p>	

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3506
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	780-8548	高知市南金田1-39	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559

**石綿による疾病の労災補償について、詳しくは
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。**

石綿による疾病の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、こちらでも受け付けています。
労災保険相談ダイヤル: 0570-006031 (平日9:00~17:00) ※ご利用には通話料がかかります。